

# 勧永町内会だよい



スマートフォンのカメラでQRコードをスキャンできます



## I. 定例会報告（10月1日）

### 1.1. 会長報告

- ① 港南区内において、刑法犯罪の認知件数が増加中です。当会内でもリアガラスが割られる被害がありました。改めて、車上荒らしについては、車内に物を置かないことを心掛けてください。前回もお伝えしたとおり、夜間玄関に施錠する前に、「ご自宅前の道路左右を確認して頂き異常が無いか」「お車に異常が無いか等をご確認ください。地域を守る目が増えることで、犯罪は確実に減少しますので、ご協力お願ひいたします。
- ② 救急車の利用が大変増えています。できる限り不要不急の外出を避けるなど、体調管理を万全にして頂くとともに、決して我慢はせずに必要に応じてご利用ください。
- ③ 港南資源回収センターは令和3年1月31日をもって終了しています。粗大ゴミについては、栄ストックヤード他3か所、資源物については、各区の収集事務所等に持ち込み可能です。詳細は事前のご確認をお願いします。
- ④ 横浜市ではレシ活 VALUEを8/26~11/30の期間で行っています。興味のある方はご利用ください。(レシ活チャレンジは終了しました。VALUEについても予算上限に達し次第終了となります。)
- ⑤ 10/16（日）に開催される、永野連合主催ソフトボール大会については参加申し込みがありませんでしたので、当会から出場者はございません。
- ⑥ 11/7（月）10:00~11:00にイベント「エンディングノートを作ろう」の実施が決定しました。皆様のご参加をお待ちしています。

## エンディングノートを作ろう

エンディングノートとは「自分の人生の記録や、万が一の時や意思が伝えられなくなった時に伝えたい情報や想いを書き記すノート」です。

今までの自分を振り返り、残った人たちへの自分の「想いを話す」「想いをつなぐ」ためのものです。本イベントでは、東永谷地域ケアプラザの方からお話を伺います。

開催日時 2022年11月7日（月）10:00~11:00（開場9:50頃）

場所 勧永町内会館 会議室

対象者 勧永町内会会員のみ（参加費不要）

参加方法 (1) 回覧板にて「参加申し込み」へ記名いただく

(2) 総務部までご連絡いただく

(3) QRコードを読み取ってWeb上の応募フォームを利用する（推奨）

締め切り 10/28（金）18:00まで

URL (<https://forms.office.com/r/XSGcjZhHXU>)

本イベントの参加特典として、「港南区版エンディングノート」を配布いたします

ご参加はこちら



<https://www.konan-kanei.com/>

- ⑦ 永野連合運動会が、10/23（日）午前9時～12時（雨天中止・振替なし）に永野小学校において開催されます。当日は持ち帰り用お弁当・景品等が用意されますので、是非ご参加ください。
- ◇ 永野連合理事会において、他自治会から任意で参加して頂ける会員が0人となったと報告がありました。当会としても、コロナ以前より高齢者が増加傾向であり参加者確保は課題となっていることを伝え、翌年度の運動会については、あり方を検討するという結論に至りました。
- ⑧ 横浜市より「令和4年度備蓄食料の無料配布」を行う案内がございました。当会としては本取り組みに応募し、これに当選した場合に限り、皆様のご家庭に配付を予定（11月中旬）しています。
- ⑨ 横浜市より「上永谷駅前地域ケアプラザ」及び「上永谷駅前コミュニティハウス」の工事事業者が決定し、10月より工事が開始する旨の説明会（永野連合理事会）が実施されました。本工事は令和6年2月まで継続予定です。当会域内において直接の影響はないと想定されますが、時間帯によって周辺道路の工事車両による混雑が予想されます。
- ◇ 会員の皆様におかれましては、工事についてお気づきの点がございましたら、横浜市に伝達しますので理事までご連絡ください。
- ◇ 当会としては、当説明会資料（施設概要・工程表）及び工事進捗状況について、横浜市のWebサイトより最新情報が入手できること（PDFファイル等での提供）を求めました。
- ⑩ 「勧永町内会規約」を一部変更する予定です。印刷物にあっては10月に回覧されます。当会Webサイトにおいて、公開（<https://bit.ly/3wZ6LbQ>）及び意見募集を行っております。

## 1.2. 総務部

9月27日	乗り合いバス（ながなが号）の登録説明会が実施されました。
9月30日	
各日5名、計10名の方が登録などを済されました（当日の様子とバス停は5ページ参照）。	
11月7日	エンディングノート作成（終活）の講習会があります。
10:00～11:00 勧永町内会会館にて（詳細・申込は1ページ参照）。	
東永谷地区センターの方に講習して頂きます。	

- ① 11月の会館清掃は、11班の当番となりますので、よろしくお願ひいたします。
- 11月・・・ 12班 2月・・・ 13班

## 1.3. 広報部

- ① 班長さんは定例会には参加されませんが、回覧や広報誌の配布はありますので

**11月5日（土）18時～18時30分の間に会館へ取りに来てください!!**

今後も毎月第1土曜日 18時～18時30分に配布予定です。

回覧物の持ち込みについては、毎月第1金曜日までとなっています。

## 1.4. 保険体育部

10月1日	公園ボランティア清掃を行いました。
大人 17名 子供 3名	ご参加下さいました。6月より子供会の方々にご参加頂いています。

ご協力ありがとうございました。

## 1.5. 防災火部

9月13日	東永谷中学校防災拠点 第3回連絡協議会に出席しました。
10月1日	勧永公園備蓄倉庫の発電機等点検を行いました。
11月12日	安否確認訓練を行います。追って、文書作成し配布します。

## 1.6. 子供会

10月23日	ハロウィンイベントを開催予定です。 [開催時刻] 18:00~19:00
--------	---

昨年同様に、子供たちが伺うご家庭は子供会入会者家庭に限定させて頂いておりますが、当日、町内を子ども達が歩きますので、ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いします。

## 2. 次回定例会

11月5日（土）18時30分～

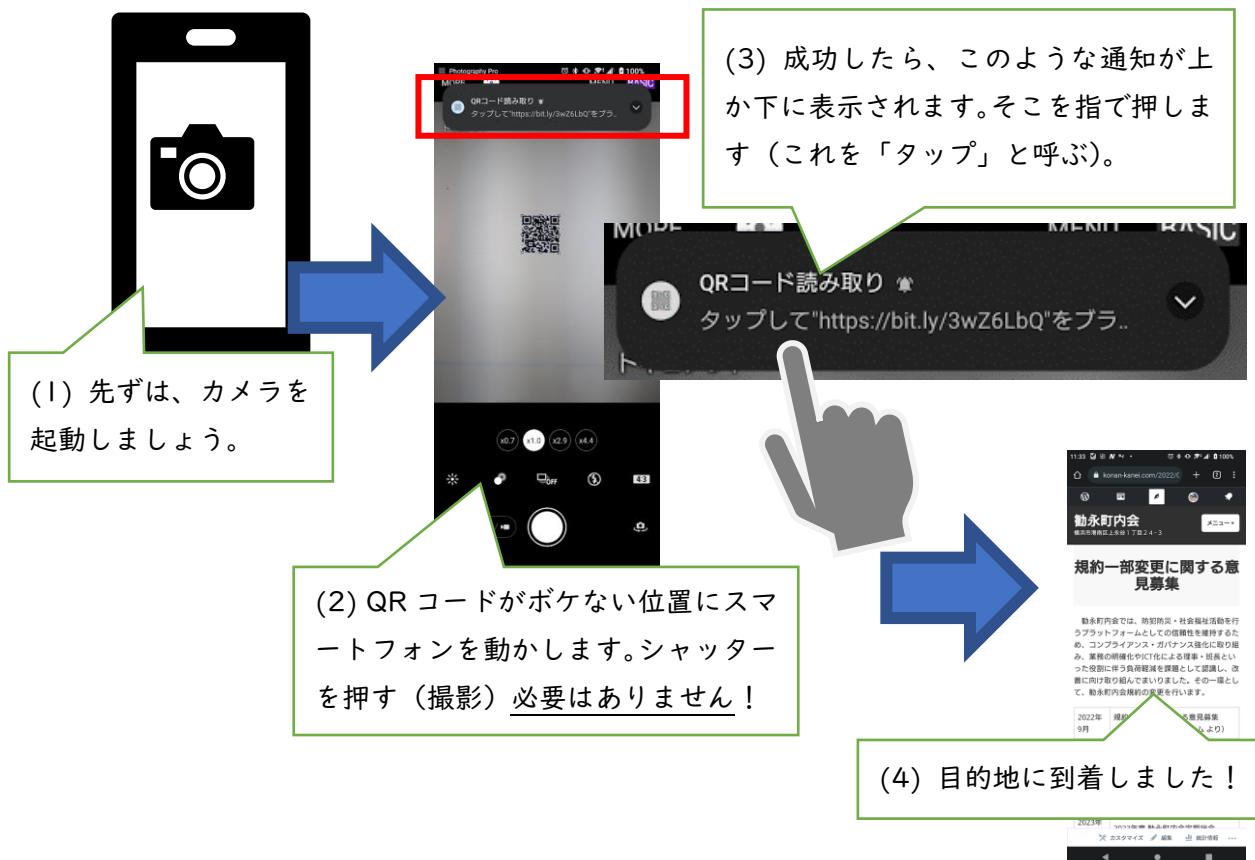
各部の理事代表者のみの参加となります。

## 3. 会館清掃

11月・・・ 12班 2月・・・ 13班

#### 4. 便利な QR コードをつかおう！

スマートフォンは幅広い世代の方に普及している事から、本年の「勧永町内会だより」は QR コードを積極的に利用しています。「普段は電話とメール位しかスマートフォンは使わないわ。」という方でも簡単に利用することができますので、下記を参考にぜひ活用ください。



※ 機種によって操作方法が異なる場合、また QR コードに対応していない場合があります。

※ 上記では、SONY Xperia 1 III (android) を使用しています。

#### 5. 勧永町内会規約変更に関して

「勧永町内会規約」を一部変更するにあたり、ご意見をお寄せいただきまして誠にありがとうございます。ここでは頂いたご意見に対し回答をいたします。なお、最新の変更案に関しては、当会 Web サイトにおいて公開 (<https://bit.ly/3wZ6LbQ>) 及び意見募集を行っております。紙面でご意見を投稿いただく場合は各理事のポストに、班とお名前をご記入の上、投函をお願いします。

最新の変更案、ご意見に関してはこちらの QR コードから参照できます。



##### (1) 第2条 勸銀土地分譲地内とその周辺という表現は無意識の差別を生じさせると思います。住宅地図を太線で囲い添付する方法等を考えては如何でしょうか。

当会においてその予定はありませんが、「地縁による団体の認可（自治会町内会の法人化）」を行う場合の手続きを参考にすると「字名、地番、住居表示番号で表示」「河川や道路などの客観的な

ものによる表示方法でも構わない」となっており、正確性が求められていることが分かります。また、世代を重ねるにあたり「勧銀土地分譲地内」の定義が曖昧となる可能性も想定されますので、本表記は「字名、地番、住居表示番号」に変更を行うことが望ましく、当会としては本提案に賛成するものであります。

(2) 第7条 「会計監事を除き理事の中から会長、副会長、会計を選任する」を削除する。総会では会長、副会長、理事、会計、会計監事を選出するのでいわゆる理事を選出するのではない。

総会では、現に会長、副会長、理事、会計、会計監事を選出しており、当会としては本提案に賛成するものであります。

(3) 第9条3項 「ほか理事会を構成する。」を削除する。第16条2項と重複する。「理事会は各部事業の企画立案、その他会の運営について必要な事項を審議し決定する。」この条項は第16条の冒頭に挿入した方がよいと考えます。

第16条2項と重複しており、また可読性の観点から、当会としては本提案に賛成するものであります。

(4) 第16条 「理事会は総会に次ぐ決議機関」この表現は妥当ではありません。理事会は総会より会の運営を委託された業務執行機関と考えるのが妥当です。同列に考えるものではありません。

理事会は総会より会の運営を委託された業務執行機関に相違なく、当会としては本提案に賛成するものであります。

(5) 第16条(3)の(一) 定例会という表現の意味が分からぬ。又、(3)の(二)の役員会は理事会と統一した方がいい。

本来の意図としては、理事会が最低限月1回(8月、翌1月を除く)実施されることを求めるものです。「定例会」という表現が妥当ではないため「理事会」に統一し、夏季及び冬季に休会を設定することができる現状の運用を踏まえて記載を加えます。

(6) 第5章 決議機関の条項を項目別に記述した方がわかりやすい。(総会)(総会の種別)(総会の開催)(総会の招集)(総会の審議事項)等

可読性の観点から、項目別に記述することを検討いたします。

(7) 第18条3項について「退会者には既納の会費その他の拠出金は返済しない」となっているが、入退会届では返金する旨を記載している事に加え、本年度から年2回から年1回の集金と変更となっています。金額が大きいので返金はあった方が良いのではないかでしょうか。

会費のあり方については引き続き検討を行うものとし、現状の運用を反映させた「15日迄に退会の場合その月分を含め徴収分を払い戻し、16日以降に退会の場合、翌月分以降徴収分を払い戻す。但しそ他の拠出金は返還しない。」と記載を変更いたします。

## 6. ながなが号に関して

2022年9月27日（火）、30日（金）の14時から勧永町内会館において、予約型乗合バスの登録方法や利用方法をレクチャーする「利用登録会」を実施しました。10名の方に参加・登録いただきました。ご参加いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。



図 1 登録説明会の様子



図 2 勧永町内会域内のバス停

バス停・登録方法の詳細は <https://konan-kanei.com/bus/> に掲載されています

以上